

大川市中小企業融資制度のご案内

平成31年4月1日 現在

	小口事業資金融資制度
資金使途	運転資金・設備資金
融資額	2,000万円以内〔特別小口2,000万円以内〕
融資期間	10年以内（2年以内の据置期間）
申込窓口	大川商工会議所
保証人・担保	保証人は、原則として法人の場合は、代表者のみ、個人の場合は不要とし、担保は必要に応じて徴する。 〔小口事業資金の特別小口扱い分は保証人・担保いずれも不要〕
融資利率	年1.25%（但し、特別小口扱い分およびセーフティネット1～4号、6号利用の場合1.05%） 上記利率から市より0.5%分の利子補給あり
信用保証料率	※1.60%以内（信用保証協会所定の年保証料率から市の補填を差し引いた率） 割引あり
要件	<p>市内に主たる事務所又は事業所を有し、中小企業信用保険法第2条に定める事業を現に営む中小企業者であって、</p> <p>① 市税の滞納がないこと。 ② 融資金の償還及び利子の支払いが確実と認められること。</p> <p>〔小口事業資金の特別小口扱い分の要件〕</p> <p>ア. 常時使用する従業員の数が20人（商業、サービス業は5人）以下の個人事業者であること。 イ. 1年以上引き続き市内に同一業種の事業を行っていること。 ウ. 市民税の所得割額があり、かつ完納していること。 エ. 特別小口扱い以外に協会の保証を受けていないものであって、当該申込額を含めて協会の保証残高が2,000万円以下であること。</p>

※保証料率は、利用者の財務内容等により、年0.45%から1.90%の範囲で9段階の料率体系となります。

※特別保証を利用された場合の保証料率は、協会所定の保証料率から0.23%を減じた率とします。

※保証料の割引については、有担保保証については0.1%の割引、会計参与設置会社に対する0.1%の割引を行うことがあります。

※利子補給については、融資期間中、移転等の事由により市内に主たる事業所を有しなくなった場合、次年度から利用することが出来なくなります。

●お問い合わせは 大川市 **インテリア課**（TEL 85-5582）へ

【大川市小口零細企業資金融資制度】

資金用途	運転資金・設備資金
融資額	2,000万円 (既存の保証協会の保証付融資残高との合計で、2,000万円の範囲内となる新規の保証に限る)
融資期間	10年以内(2年以内の据置期間)
申込窓口	大川商工会議所
保証人・担保	保証人は、原則として法人の場合は代表者のみ、個人の場合は不要とし、担保は必要に応じて徴する。
融資利率	年 1.15% 左記利率から市より0.5%分の利子補給あり
信用保証料率	※1.85%以内 (信用保証協会の年保証料率から市の補填を差し引いた率) 割引あり
資格要件	中小企業信用保険法第2条第3項第1号から第6号に定める小規模企業者を対象とする。 ・常時使用する従業員数20人(商業またはサービス業は5人)以下の法人、個人 ①市税の滞納がないこと ②融資金の償還及び利子の支払いが確実に認められること。

- ※ 保証料率は、利用者の財務内容等により、年 0.5%～2.2%の範囲で9段階の料率体系となります。
- ※ 特別保証を利用された場合の保証料は、協会所定の保証料率から 0.23%を減じた率とします。
- ※ 保証料の割引については、有担保保証について 0.1%の割引、会計参与設置会社に対する 0.1%の割引を行うことがあります。
- ※ 利子補給については、融資期間中、移転等の事由により市内に主たる事業所を有しなくなった場合、次年度から利用することが出来なくなります。